

## 特別定額給付金（仮称）について —よくあるご質問

### 問1 給付金の対象者は誰ですか？

回答 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方（住民票がある方）で、1人当たり10万円を給付します。 ※外国人の方も同様です。

### 問2 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人や高額所得者は、給付金の対象者とならないのでしょうか？

回答 ① 収入による条件はありません。  
② 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象です。  
③ 生活保護制度における収入として認定しない方針です。

### 問3 給付金を受け取るのは、誰になるのですか？

回答 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

※場合により代理人による受取りも可能。（確認手続き上、給付が遅くなる場合あり）

### 問4 給付金はどのように受け取るのですか？

回答 申請者である世帯主本人名義の金融機関口座（各銀行、ゆうちょ、農協、漁協など）へ、5月末頃からの振込開始を予定しています。

※場合により代理人による受取りも可能。（確認手続き上、給付が遅くなる場合あり）

### 問5 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか？

申請に行かなければいけないのですか？

回答 基本的に、窓口申請に来る必要はありません。

- ① 江田島市から郵送で届いた申請書を作成して、添付書類と一緒に返送してください。（郵便申請方式）
- ② マイナンバーカード所有者は、マイナポータルサイトから電子申請することもできます。（オンライン申請方式）

**問6** 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

**回答** それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

	郵送申請方式	オンライン申請方式 (マイナンバーカード使用)
本人確認書類 (世帯主)	「マイナンバーカード」 「運転免許証」 「健康保険証」 「年金手帳」 「パスポート」 「在留カード」 などの写し	※電子署名により本人確認を実施 するので、本人確認書類は不要。
振込先口座 確認書類 (銀行・ゆうちょ・ 農協・漁協など)	金融機関名、口座番号、口座名義人 が分かる通帳やキャッシュカード、 インターネットバンキングの画面の 写しなど  ※市税や水道料引落等に使用している世帯主名義の口座で ある場合は不要。	金融機関名、口座番号、口座名義人 が分かる通帳やキャッシュカード、 インターネットバンキングの画面の 写しなど

※ 書類のコピーを無料で行えます。(市役所本庁、市民センター、交流プラザ、公民館など)

※ 代理人申請の場合は、別途その関係を証明する資料の提出を求める場合があります。

**問7** いつから申請を行うことができますか？

**回答** 5月中には申請書を発送できるよう準備中です。

**問8** 申請はいつまで受け付けてくれるのですか？

**回答** 今後江田島市で定める受付開始日から3か月以内です。

**問9** 手続き等について市町村に相談したいが、新型コロナウイルス感染症が心配です。どうしたらよいでしょうか。

**回答** ①国(総務省)や市のホームページに説明を掲載しています。  
②相談用に、総務省コールセンターを設置しています。  
(03-5638-5855 9:00~18:30 土、日、祝日を除く)

※ 以上は、現時点において把握できているものです。

<江田島市問合せ> 定額給付金室 ☎ 43-1032 (8:30~17:00 ※土・日・祝日を除く)

※ 但し、申請受付開始後1か月の間は、土日も受け付けます。